

綾瀬市立春日台中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方向に関する事項

(本校のいじめ防止に関する基本理念)

「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめを生まない学校づくりに向けて、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。」

(いじめの禁止)

「本校の生徒は、いじめを行ってはならない。」

(学校及び職員の責務)

「いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、被害の拡大や再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめ防止に資する生徒の自主的活動を支援するため、保護者および地域住民その他の関係者との連携に取り組む。
- ・学校全体で、生徒とのふれあいを大切にし、本当の気持ちや悩みなどを日ごろから教職員に打ち明けられることができる人間関係づくりに取り組む。
- ・教職員は、道徳、学級の時間等を利用し、いじめ防止の重要性に関する理解を深める。
- ・教職員は、授業改善を重ねるとともに、居心地の良い学校づくりに努め、日々の授業や活動を大切にしていく。
- ・教職員と生徒と保護者が信頼に満ち溢れた人間関係を築いていく。
- ・教職員は、自らの言動がいじめを助長することがないように細心の注意を払って指導に取り組む。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査「スクールアンケート」を毎月1回実施する。
- ・調査方法は、質問紙(記名)方式による他、適宜聞き取り調査も行う。
- ・保護者との連携を密にし、協力体制をつくって、対策の実及び生徒の指導の取り組む。
- ・教職員は、日ごろから生徒の様子を観察し、いじめの兆候の発見に努める。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの疑いやいじめの訴えがあった場合、ただちに教育相談等を実施し早期解決に向けての支援や指導を行う。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじすみやかな組織的対応を図り、情報の共有や対策の手順・方針の共通理解のもとで必要な措置を講ずる。
- ・いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者、当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、関係団体及び企業等の連携により、情報モラルの意識醸成等に努める。
- ・生徒及び保護者に必要な研修・啓発活動に取り組む。
- ・教職員のスキルアップ等を図るための研修会を実施する。

(5) 「いじめ対策等検討委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「春日台中学校いじめ対策等検討委員会」を設置する。

<設置根拠等>

- ・いじめ防止対策推進法第22条により設置する常設組織とする。

<構成員>

- ・校長、教頭、総括教諭、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー
- ・事例に応じた専門人材の登用 SSW、医師（学校医）など。

<活 動>

- ・「スクールアンケート」等の定期的な実態把握に関すること。
- ・いじめの通報、相談に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響等、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ・その他、いじめ防止対策に必要なとみとめられること。

<開 催>

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(6) 重大事案への対処

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（以下「重大事態」という。）は、以下の対処を行う。
 - ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時・適切に提供する。

(7) 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(8) その他

- ・この方針は、必要に応じて見直しを図るとともに生徒及び保護者他関係者への周知公表を行う。